

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
第4節 航空機部分品等の免税	第4節 航空機部分品等の免税
(免税輸入した航空機部分品等に係る帳簿の備付け)	(免税輸入した航空機部分品等に係る帳簿の備付け)
4 4 令第9条((帳簿の備付け))の規定により備え付けるべき帳簿(以下本項において「法定帳簿」という。)は、「減免税物品に関する帳簿」(P 1000)の様式によるものとし、その記載については、次による。 <u>なお、当該帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)に定められた方法によるものとする。</u> (1)~(3) (省略)	4 4 令第9条((帳簿の備付け))の規定により備え付けるべき帳簿(以下本項において「法定帳簿」という。)は、「減免税物品に関する帳簿」(P 1000)の様式によるものとし、その記載については、次による。 <u>なお、当該帳簿を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成16年法律第149号)第2条第4号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成17年財務省令第16号)に定められた方法によるものとする。</u> (1)~(3) (省略)
第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原料とした製品の減税	第10節 加工又は組立てのため輸出された貨物を原料とした製品の減税
(加工組立減税の適用上の留意事項)	(加工組立減税の適用上の留意事項)
8-3 法第8条第1項第1号から第4号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。 (1) 令第44条第2項各号、第4項、第6項各号及び第8項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第4号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。 (2) 令第44条第2項第2号及び第3号、第6項第2号及び第3号並びに第8項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ及びロ (省略) (3) 令第44条第2項第3号、第6項第3号及び第8項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しづ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。 (4) (省略)	8-3 法第8条第1項第1号から第3号までに掲げる製品への本制度の適用については、次の点に留意する。 (1) 令第44条第2項各号、第4項及び第6項各号に定める行為が行われた場合、その行為がされた貨物を用いた製品の全体が、法第8条第1項第1号から第3号までに規定する「政令で定める加工又は組立てがされたもの」に該当するため、当該製品は、本制度の適用を受けることができない。 (2) 令第44条第2項第2号及び第3号並びに第6項第2号及び第3号に規定する「製品の輸入の際に原材料貨物の確認が容易にできる程度の加工」とは、次に掲げる加工をいう。 イ及びロ (同左) (3) 令第44条第2項第3号及び第6項第3号に規定する「物理的手段」とは、熱、圧力等を加えることをいい、同号には、型押し、やすりがけのほか、つや出し、しづ付け(しわを付けること)等の行為が含まれる。 (4) (同左)
(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)	(加工組立減税に係る輸出原材料の輸出の手続)
8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手段については、次による。 (1)~(4) (省略) (5) 法第8条第1項第1号から第4号までに該当する製品を製造する場合には、	8-4 法第8条第1項の規定により、加工組立減税を受けようとする場合における輸出原材料の輸出の手段については、次による。 (1)~(4) (同左) (5) 法第8条第1項第1号から第3号までに該当する製品を製造する場合には、

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
<p>令第46条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）を提出させる。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C 5000）を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。</p> <p>なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ハ（省略）</p> <p><b>二 法第8条第1項第4号に該当する製品の生地見本等</b></p> <p>(1) 革類 材質（牛革（カーフ、ステア等）、羊革等）、規格（等級等）、色等</p> <p>(2) 織物類 材質（人造纖維製等）、糸の太さ（織糸の番手、打込み本数）、織り方（平織り、綾織り等）、規格（幅、長さ等）、色、柄等</p> <p>(3) 縫い糸 材質（人造纖維製等）、規格（糸の太さ、長さ、単糸等）、色等</p> <p>(4) 付属品 材質（金属製、プラスチック製等）、規格（サイズ、種類等）、等</p> <p>（加工組立減税の手続き等）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)～(4)（省略）</p> <p>(5) 法第8条第1項第1号、第3号及び第4号に掲げる製品の減税の手続きに当たつては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ（省略）</p> <p>（加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲）</p> <p>8-8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たつて輸出原材料に含</p>	<p>令第46条第3項に規定する「再輸入の確認のための措置」として、輸出申告の際に生地見本（革の見本を含む。以下同じ。）を提出させる。ただし、生地見本の提出が困難な場合は、生地見本と同等に同一性の確認が可能となる資料を提出させる。また、製品、副資材についても必要に応じてサンプルを提出させる。</p> <p>この場合、1契約に係る2回目以降の輸出原材料の輸出申告については、既に提出した生地見本等の提出は省略させて差し支えない。また、輸出者が希望する場合には複数の生地見本等を提出することを認めて差し支えない。</p> <p>これら提出された生地見本等については、施封のうえ確認印（C 5000）を押なつして上記(1)の確認申告書とともに申告者に返付する。</p> <p>なお、返付に際し、申告者に、生地見本等は、製品の再輸入の際の確認用として使用するため、確認申告書及び契約書等と一緒に管理し、保管には十分注意するよう指導する。</p> <p>(6) 輸出通関時に提出される生地見本等により、輸入通関時に同一性の確認を行うために必要となる事項等については、次のとおりとする。</p> <p>なお、提出された生地見本等により材質、規格、形状等が確認できる場合には、当該事項について「確認申告書」の記載を省略させて差し支えない。</p> <p>イ～ハ（同左）</p> <p>（加工組立減税の手続き等）</p> <p>8-5 法第8条第1項の規定による加工組立減税の手続きについては、次による。</p> <p>(1)～(4)（同左）</p> <p>(5) 法第8条第1項第1号及び第3号に掲げる製品の減税の手続きに当たつては、上記(3)の書類のほか、以下の書類を提出させる。 イ及びロ（同左）</p> <p>（加工組立減税に係る減税額算定の基礎となる輸出原材料の範囲）</p> <p>8-8 加工又は組立てに係る製品の減税額を算出するに当たつて輸出原材料に含</p>

新旧対照表

(関税暫定措置法基本通達)

新	旧
<p>める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 46 条第 1 項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税關長の確認を受けたものであつて、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ(用尺が製品一点分に満たないもの)等については、製造ロスに準じて取り扱つて差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>□ (省略)</p> <p>(2) (省略)</p>	<p>める範囲については、次による。</p> <p>(1) 輸出原材料は、本邦からの輸出の際に令第 46 条第 1 項((加工又は組立用貨物の輸出の手続))に規定する税關長の確認を受けたものであつて、当該原材料を原料又は材料として加工され又は組立てられた製品が本邦に再輸入されることを要するが、次に掲げる貨物については、輸出原材料に含めて取り扱つて差し支えない。</p> <p>イ 本邦から輸出された貨物のうち、製品の加工又は組立ての際に生ずるいわゆる製造ロスに相当する部分。なお、加工又は組立ての際の紛失分を見込んだ数量を輸出した場合の紛失分及び法第 8 条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる製品を生地から製造する段階で生ずる裁断くず、端切れ(用尺が製品一点分に満たないもの)等については、製造ロスに準じて取り扱つて差し支えない。ただし、当該裁断くず、端切れ等を再利用する場合には副産物に含めて取り扱うこととなるので留意する。</p> <p>□ (同左)</p> <p>(2) (同左)</p>
第 13 節 軽減税率	第 13 節 軽減税率
<p>(軽減税率適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8 の 9 - 11 軽減税率の適用を受けた貨物について、令第 63 条((軽減税率の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等(以下この項において「備付帳簿等」という。)は、次に掲げるものとする。また、備付帳簿等を電磁的記録(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律第 2 条第 4 号に規定する「電磁的記録」をいう。)により保存する場合の取扱いは、財務省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則に定められた方法によるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、令第 63 条において規定された事項が記載された記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (省略)</p>	<p>(軽減税率適用貨物に係る帳簿等の備付け)</p> <p>8 の 9 - 11 軽減税率の適用を受けた貨物について、令第 63 条((軽減税率の適用についての手続等))の規定により備え付けるべき帳簿等は、次に掲げるものとする。ただし、既存の営業上の帳簿等で、同条において規定された事項が記載された記載されたものが備え付けられている場合には、特にこれらの様式による帳簿等の作成は要しないものとする。</p> <p>(1) ~ (6) (同左)</p>
第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除	第 17 節 沖縄県から出域する旅客の携帯品に係る関税の免除
<p>(関税の免除が摘要される金額の上限の確認)</p> <p>10 の 4 - 3 令第 67 条の 4 に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、下記(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定めるとおり行うものとする。</p>	<p>(関税の免除が摘要される金額の上限の確認)</p> <p>10 の 4 - 3 令第 67 条の 4 に規定する関税の免除が適用される金額の上限の確認は、下記(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ、(1)又は(2)に定めるとおり行うものとする。</p>

新旧対照表

( 関税暫定措置法基本通達 )

新	旧
<p>(1) 特定旅客に代わって通関業者が輸入手続を行う場合          通関業者は、特定旅客から搭乗券又はこれに準ずる搭乗予約を証するもの(以下この節において「搭乗券等」という。)の提示を受け業者印を押印するものとする。通関業者は、特定旅客から提示を受けた搭乗券等に既に業者印又は下記(2)の税關の受理印が押印されている場合には、輸入申告書に關稅の免除を受けた物品の価格の合計額を記載するため、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る令第 67 条の 5 第 2 項の書類(以下この節において「購入を証する書類」という。)の提示を求めるものとする。</p> <p>(2) 特定旅客が自ら輸入申告をする場合又は通関業者以外の者が代理して輸入申告をする場合          輸入申告の都度、令第 67 条の 5 第 3 項の規定により搭乗券等の提示を求め、当該搭乗券等の余白に受理印を押印するものとする。提示を受けた搭乗券等に既に税關の受理印又は上記(1)の業者印が押印されている場合には、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る購入を証する書類の提示を求め、關稅の免除を受けた物品の価格の合計額が適正なものであるかを審査するものとする。</p> <p>( 搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認 )          10 の 4 - 4 (省略)</p> <p>( 承認の取消しの通知 )  <u>10 の 4 - 5 令第 67 条の 7 に規定する書面には、關稅法基本通達 89 - 6 の(3)による「不服申立て等について」(C - 7009) を添付するものとする。</u></p>	<p>(1) 特定旅客に代わって通関業者が輸入手続を行う場合          通関業者は、特定旅客から搭乗券の提示を受け業者印を押印するものとする。通關業者は、特定旅客から提示を受けた搭乗券に既に業者印又は下記(2)の税關の受理印が押印されている場合には、輸入申告書に關稅の免除を受けた物品の価格の合計額を記載するため、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る令第 67 条の 5 第 2 項の書類(以下この節において「購入を証する書類」という。)の提示を求めるものとする。</p> <p>(2) 特定旅客が自ら輸入申告をする場合又は通關業者以外の者が代理して輸入申告をする場合          輸入申告の都度、令第 67 条の 5 第 3 項の規定により搭乗券の提示を求め、当該搭乗券の余白に受理印を押印するものとする。提示を受けた搭乗券に既に税關の受理印又は上記(1)の業者印が押印されている場合には、当該特定旅客からそれまでに購入した物品に係る購入を証する書類の提示を求め、關稅の免除を受けた物品の価格の合計額が適正なものであるかを審査するものとする。</p> <p>( 搭乗券の提示及び特定旅客の出域の確認 )          10 の 4 - 4 (同左)</p> <p>( 新設 )</p>